

市民福祉常任委員会（3月19日）

開会（11：09）

- 太田浩三郎委員長 ただいまより市民福祉常任委員会を開会する。  
当委員会に付託された議案は、議第46号「令和3年度焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）案」の1件である。  
議案の審査に入る。  
質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 杉田源太郎委員 今説明いただいた中で、実績15名で300万円という説明でしたが、これは国、県どちらの状況の話になりますか。
- 平田泰之保険年金課長 ただいまの質疑でございますけれども、県内の1月末現在の状況でございます。
- 杉田源太郎委員 結局、焼津市にはその事例はなかったということで、それを参考にしながら5名ぐらいを見込んで、1人20万円で100万円ということでもいいですか。
- 平田泰之保険年金課長 今お話がありましたけれども、6月末現在までということになっておりますので、6月末現在で1人20万円掛ける5名の100万円ということでございます。
- 杉田源太郎委員 6月末までの見込みとして5名ということだけれど、もしこれを使い切ってしまったというようなことになった場合に継続できるのか。
- 平田泰之保険年金課長 今回もそうですけれども、国のほうが延長をしましたら、また対応させていただきたいと考えておりますが、仮に今の状況で出ない場合でしたら、そのままということもございます。そのときの状況によって対応させていただくという形になると思います。
- 杉田源太郎委員 もし6月までに出ても見込みにはいかなかったと、残っているよということだった場合には、それはそのまま継続して使えるということでもいいですか。
- 平田泰之保険年金課長 歳出がなかった場合にはそのまま使用させていただく形になると思います。
- 杉田源太郎委員 分かりました。  
対象なんですけど、仕事を休みやすくするためにという説明が先ほどあったと思います。この仕事を休みやすくという内容なんですけど、これはあくまでも企業等に、その従業員という、そういう感覚ですか。
- 平田泰之保険年金課長 こちらのほうは被用者、言わば雇われている、パートさんですか、そういう方が対象になると思います。また、会社のほうでその費用が賄われなかった場合の取扱いとなりますので、仮に年休等で費用が会社のほうで発生した場合は、こちらのほうは利用できないということになっております。
- 杉田源太郎委員 被用者が対象だということだが、焼津市内にたくさん自営業者はいると思うんですけど、自営業者は支給の対象にはならないということですか。
- 平田泰之保険年金課長 傷病手当金の取扱いということで、あくまで対象者は被用者であるということになっておりますので、事業者につきましては対象から外れております。
- 杉田源太郎委員 これは全県、あるいは全国みんな同じことになるか、それともどこか、

そういう事業者なんかを対象にしているところもあるよという事例はありますか。

- 平田泰之保険年金課長 事業者につきましては、ほかの制度のものが受けられるということになっておりますので、そちらのほうでお願いすることになると思います。
- 杉田源太郎委員 もし同じような病気にかかっちゃった場合に、ほかの制度というのは何なのかというのをまた後で教えていただきたい。
- 平田泰之保険年金課長 分かりました。
- 太田浩三郎委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第46号「令和3年度焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

- 太田浩三郎委員長 以上で当委員会に付託されていた議案の審査は終了した。  
これで市民福祉常任委員会を閉会とする。

閉会（11：15）